

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED]

審査請求人が平成30年6月13日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年6月8日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成27年5月19日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人の二男が、平成29年3月に中学校を修了しているにもかかわらず、児童養育加算を計上したままであることが判明したため、平成30年6月8日付けで、平成29年4月から平成30年3月まで支給した児童養育加算120,000円の全額について、請求人に対し、法第63条に基づき費用返還させる決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成30年6月13日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が児童養育加算を過払いしたこと、怠慢であり、違法である。処分庁が本件決定をしたことは、最低生活を、権利侵害であり、不当である。

(2) 審理員が平成30年9月26日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁のミスによっての過誤払いはあってはならないと思う。返還出きると思ったが、やはり無理なので、最低生活が、下回る借金を背負う事になる。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

平成30年6月8日付けで請求人に通知した本件決定通知書には、「あなたの世帯には、平成27年5月19日から平成29年3月31日まで児童養育加算を認定すべきところ、平成30年3月31日まで児童養育加算を認定し保護費を支給していたため、保護費が過払いとなっています。過払いとなった保護費について、法第63条の規定に基づき、下記のとおり返還額を決定しましたので、納付いただきますよう通知します。返還額 120,000円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年7月26日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至るまでの経過

(ア) 請求人は、平成18年3月7日から処分庁において長女、長男及び二男と生活保護を受給していたが、就労収入の増加を理由に生活保護辞退を申し出たため、平成25年1月6日付で生活保護は廃止となった。その後、請求人は長女、長男及び二男の父である前夫と復縁し、前夫の収入で生活していたが、平成27年5月8日にその前夫が亡くなったことで請求人世帯は経済的に困窮し、平成27年5月19日に処分庁に請求人、長男及び二男の3人世帯（以下「当該世帯」という。）で生活保護を再度申請した。処分庁は平成27年6月2日付で生活保護開始決定を行い、同年5月19日から生活保護を適用した。当時、長男は高校2年生、二男は中学2年生であったため、母子加算（18歳未満児童2名分）と児童養育加算（15歳未満児童1名分）を計上した最低生活費を定めていた。

(イ) 平成28年10月3日、請求人から処分庁に対し、当時高校3年生であった長男が府内の会社に就職するため転出するとの申出があった。そのため、処分庁は平成29年4月1日から当該世帯が請求人と二男の2人世帯であるものとして保護を適用した。

平成29年3月までは長男と二男を養育している請求人に対し、児童が2人の場合として母子加算を適用していたが、平成29年4月からは長男が転出するため児童が1人の場合として平成29年3月26日付けで母子加算を変更した。二男が中学校を修了する月であったため、本来であれば平成29年4月から児童養育加算を削除するべきであったが、査察指導員と当時の担当職員は失念した。

(ウ) 平成30年4月12日、請求人は二男が高校を転学した旨の書類を処分庁に提出した。

(エ) 平成30年4月20日、担当職員が当該世帯の保護適用状況について確認していたところ、二男の中学校修了に伴い平成29年4月から児童養育加算を削除すべきであったが、その加算を計上したまま平成29年4月から平成30年4月まで最低生活費を定め、世帯にあった収入を充当してなお不足する部分として保護費を支給していたため、保護費が過大支給になっていることが判明した。同日、所内検討し、以下の3点を決定した。

- a 平成30年4月から遡及変更し児童養育加算を削除すること。
- b 平成29年4月分から平成30年3月分については法第63条に基づき、最低生活費を超えた支給額についてはその期間は「資力があるにも関わらず保護を受けた」として返還対象額とし、その対象額について費用返還を求めること。
- c 査察指導員と担当職員が請求人宅を訪問して十分な説明を行うこと。

(オ) 平成30年4月26日、査察指導員と担当職員は請求人宅を訪問した。請求人に対し、当該世帯の最低生活費の内訳について図を作成して説明し、平成29年度中の児童養育加算の認定対象ではなかったにも関わらず、その金額分を保護費として支給しており、請求人世帯に保護費を過大支給していたことを説明した。処分庁の過失ではあるが、請求人に費用返還義務が生じることについてまず謝罪した。そして、請求人にしてみれば今回の話は突然のことであって、支給している額で家計のやりくりをしているだろうから、今すぐに処分庁から請求した額を一度に返していただくことは到底難しいだろうと考えているため、請求した額の返還は、請求人の世帯の家計状況を鑑みながら、まずは生計維持可能な範囲で、かつ可能な時期から計画的に納めていただきたい旨を伝えた。請求人は「払わないといけないなら返します。」と理解を示し、二男の高校費用の支払いが落ち着く平成30年8月からあれば分割納付できると申し出があった。そして、請求人は二男が高校転学のために受診する必要のあった健康診断費用について、要返還対象額から免除してほしいと要望されたので、所内で検討すると伝えた。あわせて、請求人には、二男の高校で使用する教科書代については生業扶助として支給可能であるため、必要な書類を提出するようにと促した。

(力) 平成30年5月2日、処分庁において室長、査察指導員及び担当職員で、ケース診断会議を実施し、請求人に対して平成29年4月から平成30年3月まで支給していた保護費のうち、過大支給だった児童養育加算相当分（月額10,000円。年額120,000円）についての取扱いについて、検討を行った。

検討の結果、まず、次の理由から、法第63条による費用返還の対象と判断した。

a 過大支給していた額は、その期間において、請求人世帯の保障すべき最低生活費を超えた部分であること。

b 超えて支給した額を、請求人世帯は不正に受け取ろうとした意思はないこと。

c 最低生活費を超えて支給した額は、結果として、処分庁から支給となった金品であり、その金品があれば保護費を要しなかった額が生じている。そのため、その部分に相当する期間の保護費について、法第63条にある「資力があったにもかかわらず保護を受けた」として費用返還対象となると認定し、過大支給分は、「その受けた保護金品に相当する金額」として費用返還対象とすること。

そして、請求人から要望のあった二男の健康診断費用について生業扶助としての支給または返還対象額からの免除可能額について検討を行い、結果次の理由から不支給及び返還対象額から免除することができないと判断をした。

d 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第7 生業扶助基準では、健康診断費用は支給対象とならない。かつ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長（以下、「局長通知」という。）第7の8の（2）のイ「高等学校等就学費」のうち、（ア）～（ケ）のいずれにも該当せず、他の被保護世帯を含め、健康診断は基本健診を利用するよう促していること。

e 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局 保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の5の（答）の（2）のイ「（前略）生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額」を参考にすると、上述のとおり生業扶助として支給することができないこと。

f 問13の5の（答）の（2）のエ「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」を参考にしても、他の被保護世帯に健康診断費用を支給していない現状において、一般均衡を考慮し社会通念上容認されると認定できないと考えられること。

(キ) そのため、法第63条に基づく返還決定額は120,000円とした。ただし、返還方法は申出のあった同年8月以降で分割納付を認めることとし、納付期限は別に定めることとした。

同日、担当職員は請求人に架電し、本件決定について正式に決定したため、請求人宅を訪問して説明したいと伝えた。請求人は5月8日であれば来宅してもらって構ないと返答した。

(ケ) 平成30年5月8日、請求人から電話にて、来宅してもらう予定だったが都合が悪くなつたので、日を改めてほしいと連絡があった。担当職員はこの申出を了承し、同月11日以降に都合の良い日を確認すると伝えた。

しかし、同月11日以降に担当職員が数回にわたり請求人に架電したが、請求人の応答はなかった。

(ケ) 平成30年6月8日、請求人が来所したため、査察指導員と担当職員が応対した。同日付け本件決定を手交し、返還決定額と裏面の教示文について説明し、請求人が要望した二男の健康診断費用について、生業扶助の支給対象とならないこと、要返還額からの控除もできないことを説明した。

請求人より「不服申立すればこの返還額は支払わなくてよいのか。」との質問があつたため、査察指導員より「申立すれば払わなくてよいということではなく、申立の結果、本件決定が取り消されれば請求人の費用返還義務も消滅する。」と説明した。請求人が不服申立をする意向を示したので、本件決定通知書に「平成30年8月より分割にて納付してください。」と記載しているが、分割納付申請手続は請求人が本件決定について理解を示してから進めると伝えた。

イ 処分庁の意見

本来であれば二男が中学校修了時に削除すべき児童養育加算を、誤って認定したまま保護費を支給していたことは処分庁の過失である。処分庁の過失について請求人に対し謝罪し、請求人の理解を得られるべく説明を尽くし、請求人の経済状況に即した計画的な費用返還を求めることは前記(オ)に述べるとおりである。一方で、法第9条にあるとおり、保護はその世帯の実際の必要の相違を考慮して行うものであるところ、請求人の世帯は本来支給されるべきでなかった児童養育加算相当分の保護金品を受け取り消費している。本来支給すべきでなかった保護費については法第63条に基づき請求人に費用返還義務が生じており、他の被保護世帯との均衡を考慮してもなお費用返還を求める他なく、処分庁は適法に本件決定を実施した次第である。

よって、保護費の過大支給は処分庁の過失であるが、費用返還を求める本件決定そのものは違法なものではなく、本件決定に係る審査請求については棄却を求めるものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年4月20日付けのケース記録票には、「請求人世帯の保護費支給状況について確認。二男の中学校卒業に伴い平成29年4月から児童養育加算を削除すべきところ、認定したまま平成29年4月～平成30年4月まで保護費を支給し、過払いとなっていることが判明。」

査察指導員とケース検討。平成30年4月から遡及変更し児童養育加算を削除することを決定。平成29年4月～平成30年3月分の最低生活費を超えて支給した額については他世帯との均衡からも本件決定を求める。本件に関してはまず担当職員と査察指導員で請求人宅を訪問し、請求人に十分な説明を行うものとする。」との記載がある。

イ 平成29年4月26日付けのケース記録票には、「請求人に対し、図を用いて請求人世帯の最低生活費の内訳について説明し、平成29年度中の児童養育加算の計上対象ではなかったにも関わらず、計上して保護費を支給しており、支払いすぎの保護費が発生していることを説明し陳謝。処分序の過失であるが、請求人に返還していただく必要があることを説明し謝罪した。今回の話は請求人世帯にとって突然のことであり、一度にお返しいただくのは難しいであろう。そのため、急ぎ一括での返還は求めず、生計維持可能な範囲で分割計画をたてて費用返還いただきたいと説明した。請求人は、「払わないといけないなら返します。」と費用返還について了承し、二男の学校関係の支払いが落ち着く8月から分割で5,000円ずつ納付可能とのこと。二男が高校転学のための健康診断費用については返還額のうち免除してほしいとの申出があったため、所内検討する旨を伝えた。」との記載がある。

ウ 平成30年5月2日付けのケース記録票には、「本件対象額から、二男の健康診断料が控除できるか検討を行う。」

保護の基準別表第7の1基準額の生業扶助では、健康診断費用は支給対象とならず、かつ、局長通知第7の8の(2)のイで示された通知文でも該当する項目はない。他の被保護世帯を含め、健康診断は基本健診を利用するよう促している。

そして法第63条に基づく要返還対象額からの控除が可能か検討する。問答集問13の5の(答)の(2)のイを参考とすると「生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額」であれば要返還対象額から控除して返還額を決定することができるが、前段で検討したように生業扶助として支給することができない。そのため、要返還対象額から控除することはできないと判断した。他の被保護世帯に健康診断費用を支給していないため問答集問13の5の(答)の(2)のエを参考にしても、「自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」として控除することもできないと考える。

そのため、二男の高校転学に伴う健康診断費用については生業扶助として支給せず、かつ要返還対象額から控除しないこととする。

返還方法については請求人宅訪問時に申出のあった8月以降で分割納付を認めることとし、各期の納期限は別に定めることとした。」との記載がある。

工 平成30年6月8日付けのケース記録票には、「本件決定（通知）を手交し、裏面の教示を含め説明。二男の健診費用について生業扶助の支給対象とならないこと、そのため要返還対象額からの控除もできないことを説明した。

請求人より「不服申立すれば払わなくていいんですかね。」との質問があつたため、査察指導員より「申立すれば払わなくてよいということではなく、申立の結果、処分庁の本件決定が取り消されれば返還義務も消失する。」と説明。請求人は不服申立する意向とのこと。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(4) 保護の基準別表第1第2章の6児童養育加算において「児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。」と規定しており、平成29年度の「第1子及び第2子」の「3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であつて中学校修了前のもの（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）」の児童養育加算額は10,000円である。

2 本件決定について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行ななければならぬ（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

(2) 本件決定がされた経緯について

児童養育加算の認定の誤りに気付いた処分庁は、平成30年4月26日、請求人宅を訪問し、これまでに支給した加算分を返還してもらわなければならないことを伝え、その後、同年5月2日のケース診断会議における検討を経て、請求人に対し、同日付けで法第63条に基づき本件過支給費用の返還を求める本件決定を行い、一括返還ではなく、生計維持可能な範囲で、かつ可能な時期からの分割による返還を求めたものと認められる。

以上の経緯から、処分庁が本件決定をするまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出しきことができない。

そして、本件決定においては、本件過支給費用が、請求人の二男が中学校を修了する翌月から児童養育加算の認定を削除すべきところ、処分庁がその処理を失念したことにより生じたものであること、また、この点に関して請求人には何ら責められるべき事情は存在しないという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体的な事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと

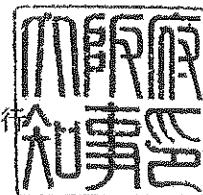
して、本件決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年4月3日

審査官 大阪府知事職務代理者
大阪府副知事 竹内 廣行



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴え提起することができます。
また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴え提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴え提起することが認められる場合があります。